

柏市福祉有償運送の手引き

(関係法令・通達に定められていない柏市独自の基準)

令和8年1月改正版
柏市福祉有償運送運営協議会

I 本手引きについて

本手引きは、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。)第49条第2号に定める福祉有償運送について、関係法令及び通達(以下「法令等」という。)に定められていない柏市独自の基準(ローカルルール)をまとめたものである。

ここに記載のないものは、法令等によるものとする。

II 柏市福祉有償運送運営協議会

柏市福祉有償運送運営協議会は「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日付け国自旅第161号)の別紙「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」を運用の参考とし、審査及び協議を行うものとする。

III 柏市独自の基準(ローカルルール)

柏市独自の基準	法令等
1 運送の対象	
① 運送の対象であることの確認方法は次のようにすること。 ア 規則49条第2号の登録に際しては、移動制約事由チェック票(柏市様式)により確認を行い、当該団体の責任において適正に運用すること。 イ 移動制約事由チェック票は客観性を持たせるため、可能な限り確認書類等で国が法令等で示す要件への該当事由等の確認を行うこと。 ウ 規則49条第2号口、ハ、ホ、ヘ、及びトに該当する者は、移動制約事由チェック票を提出すること。	規則49条第2号
② 国が法令等で示す要件に該当しても、タクシーの利用が可能ならば福祉・介護タクシー及び一般タクシーなど他の交通機関を紹介するなど、運送主体同士が連携協力しながら移動困難者の移動手段を確保する方策を講じること。	規則49条第2号
③ 会員登録者数は、当該団体で対応可能な会員数とし、むやみに会員数を拡大しないこと。	規則49条第2号
2 使用車両	
当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者とならない場合に使用している車両(以下「持込車両」という。)または福祉有償運送以外にも使用する可能性のある車両には、誤解を避けるためにマグネット式表示等を使用し、福祉有償運送以外の用途に使用する場合には当該表示を外すこと。	規則51条の27
3 運転者	
① 規則51条の16「同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者」について、「かつ運転歴が3年以上の者である」こと	規則51条の16

を要件とすること。	
② 運送主体は、定期的な研修計画を自主的に作成し、質の向上を図れるような研修を普段から運転者に積極的に受講させることにより、運送の安全及び旅客の利便の確保に努めること。	規則51条の17
4 損害賠償措置	
規則51条の26における損害賠償保険は、次のとおり別に定めたものを優先して、加入すること。 ア 損害賠償保険は、対人無制限、対物1,000万円以上、搭乗者傷害1,000万円以上とすること。 イ 持込車両を使用する場合、福祉有償運送中の事故が対象となる保険に加入すること。	規則51条の26
5 管理運営体制	
① 以下に記載の「特定事務所」は「全ての事務所」と読み替えること。 ア 規則51条の17の第2項 イ 規則51条の18 ウ 規則51条の22第2項 エ 規則51条の22第3項	左のア～エ
② 規則51条の25の事故発生時及び同条30の苦情への対応については、マニュアル化すること。	規則51条の25及び30
6 その他	
廃止においては、会員に対する説明やその後の措置等、会員の利便性を損なうことのないよう十分な配慮を行うこと。	法79条の11

IV 市への報告・提出

市への報告・提出	法令等
1 各種登録等	
別紙「提出書類一覧」に記載の書類を提出すること。	法79条関係
2 輸送実績	
福祉有償運送の輸送実績報告書を市の定めた書面により作成し、四半期ごとに市が定めた日までに報告を行うこと。	旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年3月31日 運輸省令第21号)第2条の2関係

V 参考資料

① 道路運送法(昭和26年法律第183号)【e-Gov 法令検索】 https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000183
② 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)【e-Gov 法令検索】 https://laws.e-gov.go.jp/law/326M50000800075
③ 自家用有償旅客運送に関する各通達について【国土交通省ホームページ】 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk3 000044.html